

お詫びと訂正

「2015 年度社会福祉士国家試験中央法規全国模試」の「正答・解説集」に、以下の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。(2015 年 12 月 8 日更新)

■問題 47

【午前問題】

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
20	正答・解説集 問題 47 選択肢 5	5 誤り。次世代育成支援対策推進法に規定されている次世代育成支援のための行動計画の策定は、 <u>地方公共団体だけでなく、</u> 従業員数が 101 人以上の企業（一般事業主）に策定義務が課せられている。	5 誤り。次世代育成支援対策推進法に規定されている次世代育成支援のための行動計画の策定は、従業員数が 101 人以上の企業（一般事業主）に策定義務が課せられている。 <u>なお、地方公共団体については、次世代育成支援対策推進法の改正により、任意になった（2015（平成 27）年 4 月 1 日より）。</u>	2015/11/12 更新

■問題 61

【午前問題】

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
25	正答・解説集 問題 61 選択肢 2	2 誤り。市町村 <u>及び</u> 都道府県に対して、 <u>障害者基本計画を「定めるものとする」と</u> 、策定義務を課している。「努力義務」ではない。	2 誤り。市町村に対して、 <u>市町村障害者計画を「策定しなければならない」と</u> 、策定義務を課している。「努力義務」ではない。 <u>なお、障害者基本計画については、政府に対し、策定義務が課されている。</u>	2015/12/8 更新